

議案第41号 松田個人情報の保護に関する法律施行条例【討論】

反対討論

寺嶋 正 議員

松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について反対の立場から討論を行わせていただきます。個人情報保護法が改正され、全国共通の規定が直接適用されることから、施行条例は限定な条文になっています。

自治体の従来条例ではその目的として、「個人の尊厳の確保」や「基本的人権を擁護すること」等が挙げられていました。改正された国の個人情報保護法の目的では、個人の権利利益の保護は「個人情報の適正かつ効果的な利活用」に重点が置かれており、個人情報の取り扱いそのものが変化しています。さらに、個人情報の収集は本人から収集するなどの制限、目的外利用・外部提供の制限、オンライン結合の制限など大幅に緩和されていると捉えています。

町は匿名加工情報の利用を行わないとしています。当面行わないのであって政令市は行うと聞いています。また、一般市町村に対してはできる規定が適用され問題です。個人情報保護法の改正で、個人情報を氏名を削除するなどして「仮名加工した情報」を利用に条件を付けたうえで、開示・利用停止請求について個人情報ほど厳密な取り扱いをしなくてもよいとし利用の義務が緩和されました。このようなことで行政が持つ個人情報を民間事業者に提供する可能性は十分に考えられ、情報漏洩の懸念はぬぐえません。以上で反対討論を終わります。

賛成討論

古谷 星工人 議員

議案第41号 松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、賛成の立場から討論を行います。

個人情報の保護に関する法律の改正にともない、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等において、それぞれ個人情報保護に関する規定・運用等に相違があったものを今回の法改正により、すべての機関が新法による規定に基づき個人情報保護制度を運用していくことになります。

現行の松田町個人情報保護条例を廃止し、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

廃止される現行の松田町個人情報保護条例は松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（新条例）にて規定されるもの、松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（新条例）にて規定されるもの、個人情報の保護に関する法律（新法律）にて規定されるもの、また、廃止されるもの（新条例にも新法律にも規定しないもの）に分類されて、新条例が制定されます。

新法施行後は、これまでの地方公共団体が条例等で規定し、解釈、運用していた事項について、専門的な知見を有する個人情報保護委員会に一元化されることにより、個人情報保護制度に関する水準の全国的な底上げが期待されます。

具体的な効果として、大規模災害時における自治体間の連携が期待されること。

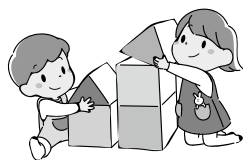
また、現行条例では規定されていない個人情報ファイル簿について、作成と公表が義務付けられたことにより各行政機関でどのような個人情報を保有しているか把握することが可能となります。

以上、賛成討論とします。

このページは、討論者本人の原稿を尊重し編集しています。

土地貸付

▼土地の無償貸付について
令和5年3月31日をもって松田さくら保育園の土地使用貸借契約の期限を迎えることから、引き続き社会福祉法人西さがみ福祉会における保育所の安定的な運営ができるよう土地を無償貸付するため、提案されたものです。



指定管理

▼松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者の指定について
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、株式会社DASを指定管理者に指定するものです。

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、株式会社DASを指定管理者に指定するものです。